国　立　大　学　法　人　京　都　大　学　経　営　協　議　会　規　程　新　旧　対　照　表

改　　正　　前	改　　正　　後
（前　略）	
（構成）	（構成）
第２条　経営協議会は、次の各号に掲げる委員２５名以上で組織する。	第２条　経営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(1) 総長	(1)
(2) 総長が指名する理事	(2)
(3) 国立大学法人京都大学（以下「法人」という。）の職員のうちから総長が指名するもの	(3)　（同　左）
(4) 法人の役員又は職員以外の者のうちから総長が任命するもの	(4)
２～５　（略）	２～５
（後　略）	
	附　則（令和４年達示第７１号） この規程は、令和４年１０月１日から施行する。